平成２６年（フ）第１２２号
群馬県高崎市菅谷町1243番地３　ビレッジＫＲ６―106号
債務者　野田麻裕美
1　決定年月日時　平成26年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月11日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２６年（フ）第１２９号
群馬県高崎市飯塚町1384番地
債務者　西山　浅子
1　決定年月日時　平成26年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月11日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２６年（フ）第１９５号
埼玉県深谷市田谷14番地　サン・コーポラス田谷２―204
債務者　菊地　洋一
1　決定年月日時　平成26年７月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月11日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（フ）第２６号
埼玉県秩父市大野原944番地　大野原団地１―305
債務者　島崎真由美
1　決定年月日時　平成26年７月18日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月11日まで
さいたま地方裁判所秩父支部破産係

平成２６年（フ）第２４４号
神奈川県中郡大磯町国府本郷461番地６、前住所神奈川県茅ヶ崎市南湖１丁目10番10―109号　ネオハイツ茅ヶ崎
債務者　村場　弘子
1　決定年月日時　平成26年７月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月11日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第４０号
新潟県三条市三竹１丁目４番24号―102号、前住所新潟県三条市大野畑７番24号
債務者　藤崎　一男
1　決定年月日時　平成26年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月11日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２６年（フ）第３１号
岐阜県恵那市明智町吉良見565番地１
債務者　水草　美奈
1　決定年月日時　平成26年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月11日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２６年（フ）第３７８号
大阪府富田林市錦織中２丁目21番６号
債務者　大槻千鶴子
1　決定年月日時　平成26年７月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月11日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第４２７号
大阪府藤井寺市野中５丁目13番９号
債務者　北口　龍一（旧姓香山）
1　決定年月日時　平成26年７月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月11日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第４５６号
大阪府富田林市若松町西１丁目1866番地３―602
債務者　田中　吉雄
1　決定年月日時　平成26年７月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月11日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第４６２号
堺市南区晴美台３丁14番９―207号
債務者　福貴田和則
1　決定年月日時　平成26年７月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月11日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第５０３号
堺市南区宮山台１丁６番９―210号
債務者　竹田　　收
1　決定年月日時　平成26年７月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月11日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第５１３号
大阪府柏原市石川町４―６ケアハイツ石川、住民票上の住所大阪府柏原市今町２丁目６番８号
債務者　坂田久美子
1　決定年月日時　平成26年７月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月11日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第１９４号
和歌山県岩出市岡田240番地の１
債務者　成瀬　敏子（旧姓川添）
1　決定年月日時　平成26年７月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月11日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第７２号
山口県宇部市大字小串91番地18
債務者　磯﨑　淳子
1　決定年月日時　平成26年７月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月11日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２６年（フ）第７７号
山口県宇部市大字西岐波1132番地１
債務者　福田　隆文
1　決定年月日時　平成26年７月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月11日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２６年（フ）第１７４号
沖縄県島尻郡南風原町字兼城376番地　翁長アパートＢ―105
債務者　仲宗根　勝
1　決定年月日時　平成26年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月11日まで
那覇地方裁判所民事第３部